



# とまチョップ商品化の手引き



平成25年4月

とまチョップセールスプロモーション実行委員会

# 1 申請手続き



とまチョップのイラストやロゴなどを用いた商品を販売するためには、**必ず**、とまチョップセールスプロモーション実行委員会に申請してください。

申請先 とまチョップセールスプロモーション実行委員会  
(事務局：苫小牧市総合政策部まちづくり推進課)  
〒053-8722  
苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所8階  
TEL：32-6062 FAX：32-3808

申請単位 一つの商品毎に申請が必要です。

使用料 無料

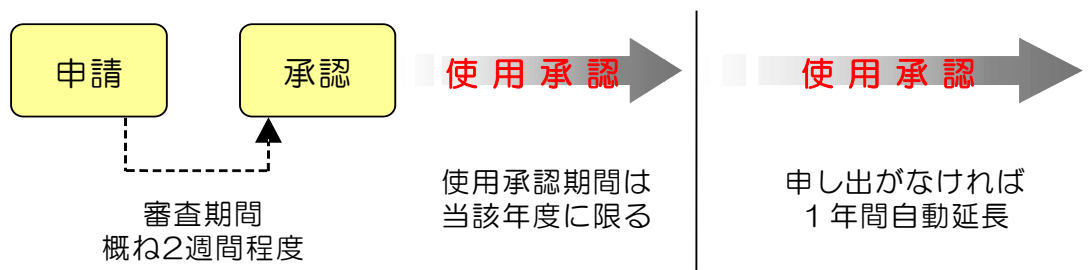


図 申請から使用承認までの流れ

申請の際には、【苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用取扱要綱】の内容をご確認の上、申請してください。

## 2 表示方法



商品（又はその外装等）には、**必ず**、とまチョップのイラストとロゴを表記してください。

また、いずれかの箇所に、著作権表示を明示してください。



**+** とまチョップ **+** ©2011 苫小牧市 / No.承認番号

又は



**+** 苫小牧市公式キャラクター  
とまチョップ **+** ©2011 苫小牧市 / No.承認番号

例えば、次のような使用は許可されません。



- とまチョップのイラストを変形する。



- とまチョップの色を変える。



- とまチョップのロゴを変形する。
- とまチョップのロゴを表示しない。
- とまチョップのイラストを表示しない。
- 著作権表示を明示しない。

### 3 販売手続き



商品を販売する前に、完成品を2部提出してください。  
ただし、提出が困難なものについては、ご相談ください。

### 4 使用目的



苫小牧市のイメージアップや、とまチョップのPRに寄与する商品等に使用してください。下記に該当する場合には、とまチョップの使用は承認されません。

- とまチョップ又は市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
- 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- とまチョップの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- とまチョップのデザインを変更、改変するとき。
- とまチョップのデザインを使用することなく、名称のみを使用するとき。
- この他、とまチョップセールスプロモーション実行委員会の実行委員長が不適当と認めたとき（例えば、とまチョップセールスプロモーション実行委員会の販売商品と酷似した商品等が該当します。）。

## 5 Q & A

問い合わせる前に、  
一度、読んでみてね♪



Q1 個人が使用する場合でも、申請が必要ですか？

とまチョップの商品化をする場合には、個人と法人の区別なく、すべて申請が必要です。

Q2 苫小牧市外や海外で商品を製造しても良いですか？

製造場所は問いません。

Q3 商品をPRするための販促物や新聞折込広告にとまチョップを利用するためには、別途申請が必要ですか？

承認された商品をPRするための、チラシやのぼり、看板等の販促物を作成するために、別途、申請する必要はございません。

ただし、販促物の見本等を事前に提出していただくと共に、作成した全ての販促物に対して、必ず、著作権表示を明示してください。

Q4 同じデザインのボールペンとシャープペンを製造する場合には、一度の申請で良いですか？

デザインが同じでも、製造する商品種別が異なるため、個々に申請が必要となります。

Q5 同じデザインで軸やインクの色違いのボールペンを数種類製造する場合には、一度の申請で良いですか？

デザインが同じで、色違いの同一商品を製造する場合には、別途、申請する必要はございません。

ただし、申請する際に、製造する商品の種類を提示していただく必要がございます。

Q6 同じデザインで大きさの異なるぬいぐるみ製造する場合には、一度の申請で良いですか？

デザインが同じで、大きさの異なる商品を製造する場合には、別途、申請する必要はありません。

ただし、申請する際に、製造する商品の種類を提示していただく必要があります。

また、デザインが変わる場合や、商品種別が変わる場合には、個々に申請していただく必要があります（例えば、「とまチョップぬいぐるみ（小）」として販売していた商品に、新たにストラップを付けたりする場合も、別途申請が必要です。）。

Q7 商品名に「とまチョップ」の冠を付けて良いですか？

「とまチョップ」の商品名への使用は可能ですが、承認された商品は、その名称も含めて、独占的な使用を認めるものではありません。

そのため、他社が同じ名称の商品を申請した場合にも、名称の重複を理由に許可しない、ということはありません（例えば、「とまチョップクッキー」という商品を複数の事業者が製造・販売するかもしれません。）。

Q8 商品そのものに「とまチョップ」のイラストやロゴを表記することができない場合にはどうすれば良いですか？

商品そのものに表記できない場合には、その外装等に表記してください。

また、その場合も、イラストとロゴと著作権表示のすべてを明示してください。



図 外装への表示例



【問合せ】

とまチョップセールスプロモーション実行委員会  
（事務局：苫小牧市総合政策部まちづくり推進課）

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所8階

TEL：32-6062 FAX：32-3808